

令和3年 第9回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年6月10日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年6月10日

東京都教育委員会第9回定例会

〈議 題〉

1 報 告 事 項

- (1) 令和3年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について
～教科書調査研究資料及び令和4年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～
- (2) 都民の声（教育・文化）について〔令和2年度下半期（10月～3月）〕
- (3) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項及び第28条に基づく報告について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	松 川 桂 子
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	谷 理 恵 子
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
（書 記） 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 おはようございます。お待たせいたしました。ただ今から、令和3年第9回定例会を開会いたします。

本日は、教育新聞社からの取材と、5名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意を願います。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方につきましてもマスクの着用など、感染拡大防止に御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 4月22日の令和3年第7回定例会議事録並びに4月23日の臨時会議事録及び5月7日の臨時会議事録につきましては、先日配布をいたしまして御覧をいただきましたと存じますので、よろしければ御承認頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、4月22日の令和3年第7回定例会議事録、4月23日の臨時会議事録及び5月7日の臨時会議事録につきましては御承認を頂きました。

机上に5月27日の令和3年第8回定例会議事録及び5月28日の臨時会議事録が配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項(3)につきましては、個人情報に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただ今の件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 令和3年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について

～教科書調査研究資料及び令和4年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～

【教育長】 それでは、報告事項(1)「令和3年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料及び令和4年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～」の説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 報告事項の(1)「令和3年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について」御説明いたします。

義務教育諸学校の教科書採択に当たり、東京都教科用図書選定審議会の意見を聞いて

て業務を進めておりますが、今回は、調査研究資料についてと、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、審議会に諮問し答申を頂きましたので、その報告ということになります。

今年度の教科書調査研究・採択について御説明いたします。表のR3の黒丸が付いているものが、今年度新たに調査研究・採択を行うものでございます。まず都立小学校、令和4年度開校の欄にありますとおり、都立立川国際中等教育学校附属小学校で使用する教科書につきまして、調査研究・採択を行うこととなります。

次の中学校用教科書は、令和2年度に検定審査で合格となった社会（歴史的分野）の教科書につきまして、調査研究を行うこととなります。また、一番下の行にあります、都立特別支援学校で使用する一般図書につきましても、調査研究・採択を行うこととなっております。

それでは1ページに戻ります。

5月31日の審議会でご頂戴した答申でございますが、1「令和4～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）」をはじめ、1から5までの調査研究資料は適切との答申を頂いています。また、6の教科書採択資料は、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択する際の資料として適切という答申を頂いております。このため、7において、都教育委員会はこれらの資料を採択するに当たっての資料として、都教育委員会の責任と権限において適正な採択を行うという答申という内容でございます。

2枚目の方に移ります。

これらの資料の概要について記してございますが、大きく分けて1の調査研究資料と、この後御説明します2の採択資料がございます。1の(1)の「調査研究資料（中学校）」は、現在机上にお配りしている冊子、資料1でございます。令和元年度の検定審査で不合格となった自由社の「新しい歴史教科書」について、再申請により令和2年度の検定審査を経て、新たに発行されることになりました。昨年度、中学校用教科書は全教科、調査研究を行ったところでございますが、無償措置法の規定に基づき、新たに発行されることになった教科書について、都道府県教育委員会において調査研究を行うこととされているため、今回調査研究を行ったものでございます。

下の(2)の「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資

料」、3ページに移りますけれども、(3)の「都立特別支援学校(中学部)用教科書調査研究資料」は、お配りしている冊子、お手元の資料2と3になります。中学校用教科書は、昨年度採択替えが行われておりまして、今年度は同一の教科書を採択するのが基本になりますが、自由社の「新しい歴史教科書」の種目である中学校社会(歴史的分野)の教科書については、採択権者の判断により採択替えが可能であることから、調査研究資料を踏まえつつ、都立中高一貫教育校の特色及び各学校の特色や各障害の特性を考慮し、各教科書の特徴や違いが簡潔・明瞭に分かるよう、調査研究を行ったものでございます。

(4)の「都立小学校用教科書調査研究資料」は、お配りしております冊子、資料4でございます。令和4年度開校の都立立川国際中等教育学校附属小学校の1年生・2年生で使用する教科書についての調査研究でございます。

それから(5)の「特別支援教育教科書調査研究資料(一般図書)」は、お配りしている冊子資料5でございます。特別支援学校等においては、1年間を通して教科書として使用する絵本などの一般図書について、昨年度調査研究資料を作成しておりますが、視覚障害のある児童・生徒の教育を充実させるため、使用できる図書が少ない社会について、都立の特別支援学校から要望のあった図書の調査研究を行っております。

続きまして4ページになりますが、2の教科書採択資料につきましては、今後、都教育委員会において採択していただく教科書に関し、その種類や採択方法ごとに作成した資料でございます。こちらはお配りしている冊子、資料6から9になります。

以上の資料について御説明をさせていただきます。なお、資料の抜粋版をデータで御用意いたしましたので、委員の皆様にはタブレットを御覧いただければと考えております。

それでは抜粋版の方で説明させていただきます。

まず画面は資料1「教科書調査研究資料中学校社会(歴史的分野)追補版」についての御説明です。

2枚目にいきます。画面は資料1の10ページを示しておりますが、先ほど御説明した自由社の中学校社会の歴史の教科書についてまとめたものでございます。こちらの

別紙1「調査研究の総括表」では、学習指導要領における教科の目標等を踏まえ、教科書の特徴を表す内容について調査項目を設定し、該当するページ数や事例数を数えまして一覧表にしております。その中から、教科書の違いをより明確にするため、更に具体的な調査研究項目を設定し、別紙2「調査項目の具体的な内容」という形で取りまとめております。今御覧になっている画面は、資料1の11ページを抜粋しておりますが、取り上げられている歴史上の人物の数の調査結果についてさらに詳細に調査した結果でございます。なお、これは昨年度実施した調査研究と同じ項目で、今回も調査研究を行っております。

続きまして、画面は資料2になりますが、「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」についてでございます。画面は資料2の4ページを示しておりますが、中学校社会（歴史的分野）の教科書について、新たに発行される自由社以外の教科書も含めて、各教科書の特徴や違いが簡潔・明瞭に分かるよう調査研究を行っております。各学校の特色や指導方針に対応したものとなるよう、調査項目を設定しております。例として、現在画面にお示ししているのは、白鷗高等学校・附属中学校のページでございます。同校の特色を踏まえ、教科書の調査研究にありますとおり、我が国の伝統と文化を扱っている箇所数など、三つの項目について調査研究を行ったものでございます。こちらは資料2の6ページを示しているものでございますが、このように全ての教科書について、昨年度示したものと一緒に併せまして、改めて示したものでございます。このように都立中高一貫教育10校について調査研究を行っております。なお、こちらも昨年度と同じ調査項目で今回は調査しております。

続きまして、「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択資料、社会（歴史的分野）」について御説明いたします。ただ今説明しました調査研究資料から、都教育委員会が実際に教科書を採択する際に使用する資料として、必要な項目を分かりやすくまとめたものが、資料8の教科書採択資料でございます。画面は資料8の2ページを示しておりますが、白鷗高等学校・附属中学校の例でございます。上段の3行がただ今説明した、調査研究した項目となります。その下の中段の6項目が、先ほど御説明した資料1の調査研究結果などから各校に合ったものを選定、その下段は構成上の工夫を記載し、各教科書の比較がしやすいように一覧表にまとめたもので

ございます。また、それぞれに取り上げられている教材の数と、その数の大小を4段階の白い星印で表示し、比較しやすいように工夫しております。なお、この星印は採択する上での参考資料の一つとするため、調査研究項目に該当する箇所等の多寡を視覚的に示したものでありますので、教科書の優劣を評価・判断したものではありません。この後説明する都立特別支援学校（中学部）・都立小学校の採択資料にも星印の表記がありますが、考え方は同じでございます。

続きまして、画面は「都立特別支援学校（中学部）の教科書調査研究資料、社会（歴史的分野）」について説明いたします。こちら資料3になります。今お示ししているのは、資料3の5ページを示しておりますが、都立特別支援学校で使用する教科書は、各特別支援学校の教育部門ごとに採択することから、その部門ごとに調査研究を行っております。6ページから9ページにかけて、聴覚障害特別支援学校での発行者ごとの調査結果を記載してございます。画面は資料3の8ページを示しておりますが、例として自由社が記載されているページで御説明いたします。上段は「教科書調査研究資料（中学校）」の調査結果を記載してございます。調査研究項目の内容に該当する箇所数や、特徴的な例などを記載しております。中段には、聴覚障害のある生徒が興味・関心を持って取り組むことができる単元等と、2としまして聴覚障害への配慮を要する内容等について記載してございます。さらに、資料の下段には、構成上の工夫等について記述してございます。

続きまして画面は、「都立特別支援学校（中学部）用教科書採択資料、社会（歴史的分野）」でございます。この画面では資料9の2ページを示しておりますが、例として聴覚障害特別支援学校のページで御説明いたします。主に障害のある生徒が興味・関心を持って取り組むことができる教材等、調査研究項目から抽出し、発行者ごとに記載しております。また、特別支援学校の採択資料では、白星は障害のある生徒が興味・関心を持って取り組むことのできる点、黒星は障害のある生徒に対する指導上の配慮や創意工夫を要する点の多寡を示しております。

続きまして画面は、「都立小学校用教科書調査研究資料」についてでございます。こちらは机上の資料4が該当いたします。画面は資料4の1ページを示しておりますが、2の「調査研究の留意点」にあるとおり、新しい都立の小学校は「論理的に思考

する力」、「体験から課題を見出す力」などの育成を重点に、教育課程を編成することとしております。「教育課程の特色」及び「教科等の指導の展開」と関連する事項について、調査研究を行ったところでございます。

画面の資料4の12ページを示しておりますが、算数で少し説明させていただきます。算数の指導展開の一つである、「多面的に捉え、よりよく問題解決しようとする」などを踏まえ、dの「多様な方法で問題解決を例示している問題数」というのを調査項目に入れ、四つの調査研究項目を設定しているということでございます。具体的な事例について、教科書を用いてお示しいたします。こちら問題2で、12-3の計算の仕方について、異なる考え方で問題を解決しているというものでございます。また、別の教科書でも同様の記載があり、このような箇所を1カ所として数えております。画面は資料4の14ページを指しておりますが、このように「多様な方法で問題解決を例示している問題数」について調べまして、この今御覧のものでは一番下の行に個数を記載してございます。

続きまして、資料4の16ページを画面は示しておりますが、生活では教育方針から、a「自ら課題を設定する力の育成につながる箇所数」など、三つの調査研究項目を設定しております。具体的な例をお示しいたします。こちらは生活の教科書でございますが、「どんなことができるかな」という、自ら課題を考える事例として教科書に掲載しております。別の教科書の、自ら課題を考える事例です。「かぞくをえがおにするためにじぶんができることをやってみよう」とありますが、このような記載を1カ所と数えております。

画面は資料4の18ページでございますが、ただ今御説明した「自ら課題を設定する力の育成」は、一番上の行のところに記載してございます。

続きまして、資料7「都立小学校用教科書調査研究資料」について説明いたします。画面は資料7の6ページを示しておりますが、算数を例に説明いたします。先ほど御説明しました小・中高一貫教育校の特色を踏まえて、調査研究した項目等を記載しております。こちら生活の採択資料のページです。構成は先ほどと同じでございます。なお、今回の審議会では、都立小学校の校長と教員が審議会委員となっております、兩名から調査研究資料及び採択資料について丁寧に調査されていると、適切である旨

の意見をもらっております。

続きまして、画面は資料の5になりますが、「特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）」について御説明いたします。画面は資料5の2ページを示しておりますが、「みんなの地図帳」1点の図書の調査研究を行いました。内容、構成上の工夫、使用する際の指導上の配慮等を記述しております。具体的な事例について、図書を用いてお示しします。こちらはその「みんなの地図帳」の一部でございますが、このように海岸線が太い線で、はっきりとした輪郭で、平野や山岳等は淡い色彩で示していることなどを、構成上の工夫として記載しております。

続きまして、「令和4年度使用教科書採択資料」について御説明いたします。こちらは資料6になります。来年度の都立の義務教育諸学校で使用する教科書について、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の3種類に分け、実際に採択していただく際の参考となるよう一つにまとめたものでございます。画面は資料6の1ページを示しておりますが、都立小学校の使用教科書は新たに採択することになります。それから、2ページ、都立中学校等は令和2年度、都立特別支援学校小学部は令和元年度に、既に教科書の採択替えを行っております。無償措置法及び同施行令により、4年間は同一の教科書を採択することとなっており、昨年度と同じ教科書を採択することとなります。

こちら3ページと4ページは前回採択していただいた都立中学校の教科書一覧でございます。

こちらの5ページは、都立特別支援学校小学部の教科書です。こちらも以前採択していただいたものでございます。

こちら6ページは都立特別支援学校中学部の教科書でございます。こちらも以前採択していただいたものでございます。

画面の方は、採択替えが可能なものということでお示ししております。資料6の7ページを指しておりますが、先ほど御説明した中学校社会（歴史的分野）を記載してございます。

続きまして、文部科学省著作教科書でございます。こちらは資料6の8ページでございますが、ここからは障害のある児童・生徒が学習内容をよく理解できるよう、教

育部門に応じて文部科学省が著作編集した教科書でございます。ここではその全てについて、障害種別、小・中学校別に採択案として一覧にお示ししております。

9 ページから視覚障害者用点字版の一覧でございます。もう 1 枚でございます。

15 ページから聴覚障害者用の一覧でございます。

16 ページから知的障害者用の一覧でございます。

画面の方は資料 6 の 17 ページを指しておりますが、ここからは都立特別支援学校（小学部・中学部）において、教科書として使用する一般図書についてでございます。

18 ページは、点字版の一般図書でございます。

19 ページからは拡大版の一般図書の一部を抜粋してお示ししております。

こちらの画面は資料 6 の 24 ページを示しておりますが、ここから資料 6 の 48 ページまでは、知的障害特別支援学校並びに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校における、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧でございます。画面は資料 6 の 35 ページを示しておりますが、先ほど説明いたしました「みんなの地図帳」については、一番下の行に今回新たに追加をしたということになります。これらの一覧を、来年度都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する一般図書の採択案とするものでございます。

説明は以上になりますが、本日御説明いたしました資料等を十分に御活用いただきまして、今後、当教育委員会の責任と権限において、来年度の都立の義務教育諸学校で使用する教科書について採択を行っていただきます。

報告は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。毎回、教科書採択に当たっては、こうした調査研究資料をととても丁寧に作っていただいております。何度か採択に関わりながら、今更の質問ですごくお恥ずかしい、基本的な質問なんですけれども、例えば小学校で採択した場合に、1 年生から 6 年生までありますよね。今度採択した会社の教科書が、1 年生から 6 年生まで使われるということになるのでしょうか

か。僕はよくそこが自分の中で混乱してしまって、分からなくなってしまうて申し訳ありません。

【指導部長】 基本的には、4年間は使うことになりますので、4年後にまた教科書が変わるということになります。

【北村委員】 そうしたら、4年間は同じものを。

【指導部長】 そうです。

【北村委員】 ですから、国語であれば国語の、どこかの国語であれば2年、3年、4年は同じ会社の教科書ではないですか。今、混乱しているのですけれども。

【指導部長】 都立小は今回採択していただきまして、2年前にも採択をやっていますので、2年後にまた新しい改訂版が出ますので、今回の都立小学校の場合はまた2年後に教科書が変わるわけですが、基本的には4年スパンで。

【北村委員】 4年使うということ。

【指導部長】 そういうことになります。

【北村委員】 今までの中学校・高校とサイクルが、小学校が長くなるので、そういう長くなるということでは何か影響が及ぶことはありますか。卒業するまでの期間が小学校は長くなるではないですか。6年間あるという意味で、教科書は6年間かけて考えていくのかなと思うんですけれども。

【指導部長】 その点は、学習指導要領に載っている内容等は同じでございますので。素材がいろいろ、角度、味付けというのは異なりますが、学習する内容については学習指導要領に定められているものということになります。

【北村委員】 ほかの公立学校はそういうふうに行っているのだから多分問題ないとは思いますが、先生たちは教材研究をしたりとかするとき、変わるのが頻繁にあると分かりにくくなるのかなと思ったりしましたが、そういうことはあまり心配する必要はないと。

【指導部長】 もちろん、教科書が変われば、年間を通しての計画は各学校で立てるかと思いますが、その4年というところで、十分に混乱がないようにできているというふうに、私どもは考えてございます。何か補足ありますか。

【所管課】 義務教育指導課長です。御意見ありがとうございます。

いわゆる会社が違いますと、若干構成等が変わることがありますが、先ほど指導部長がお話しいただいたように、学習指導要領に定められている内容を教えるということとは共通しておりますので、若干味付けとか方法を変えるということで、教材研究の中で対応できる状況でございます。

以上です。

【北村委員】 ありがとうございます。何となく、初めて作る学校なので、いろいろな事態を想定して、勝手にいろいろ想像してしまったのですけれども、それは問題ないということによろしいですね。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 説明をありがとうございました。

北村委員と内容が似ているかもしれませんが、いつも教科書の特徴を、例えば資料8のように星印で調査研究していただいて、それを参考にもさせていただいていますが、この資料8の星印は、各社の特徴を比較するのにはとても役立っています。質問ですけれども、例えば一つのこの会社が、時代によってこの星印のところの特徴が変わるということは、会社の中で特徴が変わっているということはあるのでしょうか。

【指導部長】 それは、こちらは学習指導要領に基づいて作っておりますので、学習指導要領の目的だとか考え方ですとか、そういうことが変わることによって、例えば私どもの調査研究項目の星が若干前後したりということはあります。また、会社の編集方針等もございます。ただ、学習指導要領に準拠しているのは必須ですので、あとは会社の味付けですとかポイントだとかが変わることはあるかと思えます。

【秋山委員】 分かりました。そうすると、やはり毎回丁寧に、各社の特徴をしっかりと調査研究する必要があるということですか。

【指導部長】 そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

【秋山委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それではほかに御意見等ございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(2) 都民の声（教育・文化）について〔令和2年度下半期（10月～3月）〕

【教育長】 次に報告事項（2）都民の声（教育・文化）について〔令和2年度下半期（10月～3月）〕の説明を、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】 それでは報告資料の（2）になります。都民の声についてということです。

都教育委員会が実施しております施策や事業、各都立学校の学校運営等に関しまして、都民の方などから寄せられた御意見等を毎月ホームページで公表しております。それとともに、6カ月ごとに、年2回、教育委員会定例会におきまして御報告を差し上げているものでございます。今回は令和2年度の下半期、令和2年の10月から令和3年3月分までを取りまとめましたので、御報告させていただきます。

まず1ページの都民の声でございます。

令和2年度下半期の受付件数は、上段の棒グラフを御覧いただきますと、一番右側になっておりまして、5,440件でございます。上半期と比較しまして3,447件の減となっております。件数が減った主な理由でございますが、上半期には多く寄せられていた一斉臨時休業に関する御意見や9月入学に関する御意見が減少したことが要因でございます。

次に性質別でございますが、下段の表にも記載しておりますが、苦情が最も多くなっております。4,018件で全体の約74%を占めております。

次に2ページでございます。これは分野別に分類したものでございます。分野別の件数では、生徒指導に関するものが多く2,441件で、全体の約45%を占めております。主な内容は、児童・生徒の非行、公共マナー、生活指導等に関するものが最も多く、次いで多いのが健康管理や学校運営となっております。

次の3ページから5ページまでが、多数を占めたテーマと件数と主な事例でございます。3ページの上段ですが、児童・生徒の非行、公共マナー等に関するものでは1,130件寄せられております。事例でございますが、今年2月に寄せられたもので、電車内で大声で話している生徒に関する苦情でございます。当該校では、今回の御指

摘を受けまして、感染症対策及び公共マナーについて、ホームルーム等で生徒に対して注意喚起を行っております。

下段の方でございますが、生活指導等に関するもので、944件でございます。事例ですが、これは今年3月に寄せられたもので、今年の3月は緊急事態宣言中ということもございまして、都立学校の吹奏楽部の部活動の実施を求めるものでございます。都教育委員会としましては、感染症対策の一層の徹底ということで、今年1月から3月までの緊急事態宣言下においては部活動を中止しておりました。また、宣言の解除後は、生徒の安全を最優先に、感染リスクの高い活動は引き続き控えることとし、吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会など、集客を伴うイベントは実施しておりませんでした。今後とも生徒の健康と安全の確保に努めてまいります。

次に4ページ上段でございます。感染症に関するもので、867件寄せられております。事例でございますが、今年1月に都立学校の生徒の保護者から寄せられたものでございまして、体育の授業で持久走を行った後に、マスクをせずに生徒が密集していたということの苦情でございます。対応でございますが、当該校では体育の授業において、実技を実施するとき以外はマスクを着用させること、生徒同士の距離を確保することを、改めて体育科の教員の間で確認をしております。

下段でございますが、これは都立学校の入学者選抜に関するもので、415件寄せられております。事例としましては、今年1月に寄せられたものでございまして、都立高校の合格発表をホームページで確認する際のアクセス集中に関するものでございました。対応でございますが、各学校の合格者の受検番号は専用のウェブサイトに掲載しておりまして、アクセス集中に十分対応している旨の回答を行っております。

次に5ページの上段でございます。学校の管理運営に関するもので、272件寄せられております。事例でございますが、これは今年3月に寄せられたもので、特別支援学校のスクールバスの車内の衝立の設置に関する苦情で、昨年度内に衝立の設置が完了し、本格的に活用することを申出者に御連絡申し上げ、御了解を頂いたところでございます。

下段の、教職員の服務、接遇等に関するものでございますが、393件寄せられておりました。事例としましては、今年1月に寄せられたもので、理科の職員室、理科の

準備室だと思えますけれども、教員たちが集まって会食をしているというものでございます。事実確認を行ったところ、理科の教員らが5名以下であれば食事をして問題ないと考え、1メートル以上離れて食事をしておりました。当該教員に対しては、管理職から再発防止の指導を行ったところでございます。

6ページは、請願でございます。請願は、東京都教育委員会請願処理規則等に基づいて提出されたものでございまして、請願者に対して検討結果を通知するように定められております。令和2年度の下半期の受付件数は6件で、そのうち生徒指導に関するものが3件、教職員、学校運営、その他に関するものがそれぞれ1件となっております。

事例としましては、7ページに部活動及び試合中止などの活動制限に関する請願の内容と、請願者にお知らせしました検討結果を載せております。

8ページでございます。これは団体から寄せられた陳情などでございます。令和2年度下半期の件数は70件で、学校運営に関するものが26件、教職員に関するものが21件となっております。

事例としまして、9ページに学校運営、10ページから11ページにかけて教職員、生活指導に関する陳情を載せております。

12ページを御覧ください。

12ページは公益通報制度です。まず(1)の窓口別受理件数内訳の表を御覧ください。上段の教育庁等窓口は公益通報者保護法で必置とされており、教育委員会の事務局内部に窓口を設け、東京都の教職員が実名で通報するための窓口でございます。下段の弁護士窓口は、コンプライアンスに関する意識をより一層高める観点から、より多くの御意見が寄せられるよう、平成25年4月から受付を開始したもので、教育庁等窓口では対応できない匿名での通報、区市町村教育委員会に対する通報、区市町村の教員に対する通報なども対象としております。こちらの窓口は、教員や児童・生徒とその保護者、更には一般都民からの通報も対象としております。弁護士への通報につきましては、担当弁護士に寄せられた通報内容を弁護士から私どもにお伝えいただき、私どもの方で必要な調査を行い、その結果を弁護士にお返しし、弁護士から調査結果を通報者に回答するという流れで処理をしております。

令和2年度の下半期の受理件数ですが、弁護士窓口のみの10件でございました。制度の性質上、具体的な通報内容はお示しできませんが、いじめに関するもの、セクハラ、わいせつ行為に関するもの、職員の服務に関するもの、会計処理に関するものなどでございます。

続きまして、その弁護士窓口受理分に係る処理状況が(2)でございます。通報要件を満たし、調査を行うことを決定して受理したものについての処理状況でございます。平成30年度に受理した29件のうち、調査終了が28件、調査中が1件となっております。令和元年度につきましては、受理が30件、調査終了が22件、調査中が8件。令和2年度に受理した48件につきましては、調査終了が17件、調査中の事案が31件となっております。

今後とも的確に都民の声に耳を傾けながら、施策や行政のサービスの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。コメントが一つと質問二つなんですけれども、コメントは新型コロナウイルス対応、感染拡大防止のために、学校もいろいろ御尽力されている中で、もちろんいろいろ問題も、こういう形で通報されたりということもあると思うんですが、先生方も一生懸命学校でやられていると思いますので、一つ一つ貴重な声を丁寧に聞いて、今後も対応を続けていただきたいというのがコメントです。

質問なんですけど、一つはこの公益通報制度で、令和2年度上半期は非常に普段より多くの通報があったということですが、これは何か、去年はコロナの影響というのがあるのかどうかあれなんですけど、非常に例年と比べると多く見えるんですけども、どのようなことが非常に多かったのかというのが一つです。

もう一つは、部活動で、我々もいろいろ検討した中で、やはり都立学校の生徒に対しては、大会前の特別な期間を除いてはできるだけ自粛の方向でということで、子供

たちの安全を第一に考えて決めたわけですけれども、例えば私立の高校生たちは練習しているのではないかとか、不公平があるのではないかというような声があるようですけれども、もちろん私立の学校は、都の教育委員会として何かできるということではないかもしれませんが、ただ何か教示をするとか、何か私立の学校に対して、考え方として何か話し合いをしたりとか、そういうようなことというのはされているのかどうかということをお伺いしたいと思ったんですけれども。

【総務部長】 まず部活動の方からですけれども、確かに私ども、これは緊急事態宣言中の御意見でございますので、中止ということで、大会に参加する場合は、一定の期間の前からそのような練習をしていきますよということをやっております。それに対して、実際に様々な御意見があるのは事実でございます。ただ、私どもとしても子供たちの安全を守るためにはそれが必要であろうということで、学校にはそのような方針を伝えているというところでございます。

私立学校に対してですけれども、確かに私立学校ではやっているのではないかという御意見も頂くことはあるのですが、私立学校につきましては、私どもとしては、都の方針として、都立学校はこういうふうにしますということは常にお伝えをし、結果として私立学校ではそれぞれの学校での判断になりますので、学校ごとに対応が違っていているというのが状況でございます。もちろん学校として、部活動は感染症対策を徹底しながらやるという方針の学校もあれば、都の取扱いに準じて止めているところもあると聞いておりますので、引き続き私立学校とは情報を共有しながら進めていきたいと思っております。

それから、今年度の公益通報制度の方の御質問ですけれども、分かりますか。

【所管課】 公益通報の令和2年度の上半期の件数につきましては、主に教員による児童・生徒への暴言や不適切な行動などについての通報が、例年より少し多くございました。ただ、現在のところ全て調査が未了の案件でございまして、具体的な原因は定かではない状況でございます。

以上でございます。

【北村委員】 ありがとうございます。安易に別にコロナの影響だとか、そういうことに結び付ける必要は全くないと思いますので、丁寧に、どういう原因でそうい

うことが今増えているのか、場合によっては先生方も非常にストレスを抱えたりとか、学校環境が厳しい面もあったりするのかもしれませんが、丁寧に調査をしていただきたいなと思います。

私立の学校については、最終的にはおっしゃったように学校の判断ということで、きちんと対応しているのだからということと言われてしまえばそういうことだと思えますが、これからも引き続き、やはり都としてはこういうことを考えているので、よく御検討くださいということはお伝えしていただければなと思います。よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員。

【秋山委員】 9ページの学校運営の①のところに、脳死や臓器移植についてという意見がありますけれども、これは情報提供とお願いですけれども、日本は海外に比べて臓器提供・臓器移植がかなり遅れている、提供者が少ないという状況にあります。それで、国民の理解等を求めるために、普及活動に努めていますが、学校教育のときからそういうことを、臓器移植等についても知識を伝えたいということで、教科書にも今掲載をされているそうです。ところが、授業で取り上げられるのが6割程度なので、その原因としては、やっぱり専門的なことなので、どのように授業で進めていいかわからないというのが課題にもなっているそうです。臓器移植だけではなくて、このような専門的な事柄に関しては、授業で取り上げるのは難しいこともあると思いますので、そのような教員の声を吸い上げていただいて、指導とかアドバイスだとかができるようになるといいかと思いました。これはお願いです。

【総務部長】 ありがとうございます。そういった御意見も踏まえながら、学校現場とよく会話をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではほかにございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月24日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回定例会の予定でございますが、6月24日木曜日午前10時から、ここ教育委員会室にて予定しております。

以上でございます。

【教育長】 次回の教育委員会につきましては、ただ今御説明のとおり、6月24日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこの後、非公開の審議に入ります。

(午前10時50分)